

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十八号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第六本庁の項中

村長部局	課長 会計管理者
------	----------

を

村長部局	課長 会計管理者
教育委員会事務局	課長

に改める。

別表第七本庁の項中「室長 館長」を「室長」に改める。

別表第八出先その他の機関の項中

小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

を	「 義務教育学校 校長 教頭

--

に改める。

別表第十二吉野広域行政組合の項中「所長」を「所長 所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。